

## 平成 22 年度 第 1 回第三者定期監査の結果の報告について

### はじめに

当社は、平成 16 年度より第三者監査機関であるロイド・レジスター・ジャパン 殿（以下、「LRJ」という。）による「品質保証体制の改善策」の取組み状況と PDCA 展開状況に焦点を当てた年 2 回の定期監査を受け、その結果をご報告してきました。

また、昨年度は高レベル廃液漏えい等を踏まえて策定した「安全基盤強化に向けたアクションプラン」及び「直接要因に係るアクションプラン」に重点をおいた「特別監査（定期監査含む）」を受けました。

今回は、従来 of 改善策の取組み状況と上記のアクションプランの対応状況に関して、前回監査時点からの進展状況、あるいは維持状況に焦点を当てるとともに、この半年で発生した新たな不適合事象の対応状況等について、以下の日程で平成 22 年度第 1 回の監査を受けました。

- ・平成 22 年 7 月 12 日～13 日：「室」部門（品質保証室，業務管理室，広報・地域交流室）
- ・平成 22 年 7 月 13 日～14 日：埋設事業部
- ・平成 22 年 7 月 15 日：濃縮事業部
- ・平成 22 年 7 月 20 日～23 日：再処理事業部

以下に、本監査の結果をご報告いたします。

### 1. 監査結果の概要

「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の対応状況、従来からの「品質保証体制の改善策」の実施成果の維持・展開状況、及びこの半年で発生した新たな不適合事象の対応状況に関し LRJ 監査報告書（全体総括）の中で、以下の総合所見が示されました。

なお、前年度の監査報告書にも記載されたように、中規模以上のプロジェクトの活動の有効性を評価するには一般的に 3 年が必要であり、今年度は 2 年目としてアクションプラン成果の確実な定着と、効果的な PDCA 展開状況を確認するステップであり、こうした状況確認には、事務局部門が監視を継続するとともに、的確な「内部監査」の実施が有効であるとの意見をいただきました。

(1) 全社アクションプランの対応に「指摘事項」及び「観察事項」は観察されない。

・「安全基盤強化に向けたアクションプラン」に対する活動は、適切な管理の下で精力的に実施されたと評価することができる。

(2) アクションプランの平成 21 年度の活動総括結果は妥当である。

・アクションプランに対する 1 年目としての平成 21 年度の活動総括の結果として、「室」部門及び再処理事業部では『サブテーマの多くは、成果が確認されたので、今後は日常活動に移行させる』との評価がなされており、平成 22 年度は、再処理事業部では以下のサブテーマを管理継続項目に掲げてフォローしていくこととなっている。①コミュニケーションの充実、②日常業務中のリスクの洗い出し、③業務フローの充実、④中間管理職の他企業派遣研修。

監査チームとしても、多くの部署での活動状況を監査した結果から、上記の評価が妥当であると判断できる。ただし、日常活動に移行した内容を放任するのではなく、「期待通りの対応が継続され、適切な PDCA 展開が持続されている状況」を監視する機能の明確化を期待する。

(3) QMS 一般活動は定着し、風化せずに継続している。

・文書管理、不適合管理、調達先監査、内部監査など、すべての部門において総じて適切な状況が観察された。再処理事業部において組み入れた「現場監査」の結果も良好であった。「品質保証体制の改善策」の取組みによって培われてきた QMS に係る活動が定着し、風化することなく継続していると評価できる。

こうした状況の中で、再処理事業部に 1 件の「観察事項」が確認され、また、若干の提言事項を提起した。検討していただきたい。

(4) 「適切なルール作り」に注力を。

・以前の報告書でも述べたように、「作ったルールは必ず守る。守れないルールは作らない」が鉄則であるが、PDCA の展開として、「一旦作ったルールに不備／改善余地が発見されたら、改正をする」ことが求められる。そして新規制定であれ、改正であれ、規定のドラフトは関係者によって慎重に審査するステップを踏むことが肝要である。

## 2. 部門別の監査結果

いずれの部門においても「指摘事項」はありませんでした。一方、再処理事業部で 1 件の「観察事項」※<sup>1</sup>及び 4 件の「提言事項」※<sup>2</sup>がありました。

※1：規定類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。

※2：規定類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は受審者の任意。

### 3. 監査結果に対する当社の取組み

今年度第 1 回目の定期監査において、安全基盤強化に向けたアクションプランの 2009 年度における展開は概ね計画通りに遂行されていることを確認していただきました。また、当該活動の成果に対する各事業部及び「室」部門の評価は妥当であるとの評価をいただきました。

当社は、継続してアクションプランを実践・実行して、効果的な PDCA 展開を図るとともに、その状況を監視していきます。

また、今回の監査で LR J より提示された「観察事項」及び「提言事項」は、品質保証活動をより確実なものにしていくための有益なアドバイスと認識し、速やかな処置を行うとともに、今後も継続的改善活動に取り組んでいく所存です。

今回の監査で提示された「観察事項」及び「提言事項」と当社の対応結果を添付-1 に示します。

以 上

## 再処理事業部の平成22年度第1回定期監査におけるLRJ観察事項及び提言事項と当社の対応結果(1/2)

監査項目	LRJの観察事項・提言事項	当社の対応結果	対応部署
調達先監査	<p>【観察事項】</p> <p>・2009年度調達先監査において、「指摘事項」が提起されている。当該事項に対する事務処理としての対応は「是正処置/予防処置要求書兼回答書」により実施されていることは確認している。しかし、「再処理事業部 品質監査要領の5. (6) a 項によれば、提起された指摘事項に対しては、「被監査箇所の責任者は、監査結果通知後、原則10日以内に『是正処置/予防処置要求書兼回答書』によって保安監査部長へ回答する」旨が規定されている。すなわち、このたびの処置は、規定されたプロセス通りに実施されたとは言い難い。なお、本処置プロセスは、要望事項についても適用することになっているので、注意が必要である。</p>	<p>「原則10日以内」と規定したのは、初期の仕組み導入に当たって被監査箇所の責任者に回答を迅速に行うことを促すための努力目標として設定したものであり、10日を超えたからと言って関係箇所との協議・調整に要する時間を仕組み上で制限するものではありません。しかしながら、調達先監査等においては書類手続き上、努力目標として設定した「10日」が実態に合っていない場合があるのも確かでありますので、品質監査要領の見直しを致します。</p>	保安監査部 保安監査課
内部監査	<p>【提言事項】</p> <p>・これまでの監査を通じて、保安監査課が実施する内部監査では、抜き打ち性を重視した監査を指向する旨の説明を受けてきた。一方、監査を効率良く実施するため、前もってチェックシートが被監査部署に送付されている。チェックシートを作成して内部監査チームとしてのベクトル合わせをすることは大いに好ましいが、被監査部門に詳細を知らせて、準備された状況を監査することになると監査の趣旨に反してしまう。内部監査は、「実態」を把握する中で改善の糸口を見出すことが狙い目であるので、抜き打ち性を確保することが望まれる。</p>	<p>チェックシートを作成し事前送付するのは、監査対象を明確にし、事前に図書を準備してもらうことにより監査を効率的に実施する目的です。内部監査の経験も増えてきたのでご提言どおり、今後はチェックシートの記載内容を減らし、抜き打ち性を取り入れる項目を増やすことを検討していきます。ただし、監査を効率的にかつ深い内容確認を実施するため、被監査箇所に予め図書を用意してもらうことも重要と考えますので、その目的で、チェックシートの事前配布は行いたいと考えます。なお、内部監査において、被監査箇所が実態を故意に隠すことは想定していません。また監査計画書の特記事項で、監査の過程で派生的に確認された事項についても監査対象とすることとしています。</p>	保安監査部 保安監査課

再処理事業部の平成 22 年度第 1 回定期監査における LRJ 提言事項と当社の対応結果 (2/2)

監査項目	LRJ の提言事項	当社の対応結果	対応部署
内部監査	<p>【提言事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査計画書によると、「部」レベルの監査が企画されている。しかし、業務実務の実施は「課」レベルで行われるので、QMSの実態把握のためには、「課」を対象にした監査の実施が望まれる。監査負荷が高すぎるようであれば、例えば、2年で一巡という企画もありえよう。</li> </ul> <p>参考までに、他事業部、室が実施する内部監査では、対象を「課・グループ」レベルにしている。</p>	<p>計画書は部単位で記載していますが決して部単位の監査をすればよいと判断していません。実際、監査は、原則各課の代表者の出席のもとで実施しており、監査において各課間で運用が同じと判断できない場合は課毎に確認しています。今後は、誤解が生じないような計画書の記述にします。</p>	<p>保安監査部 保安監査課</p>
アクションプラン	<p>【提言事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用低調という理由から「指示書面化」というサブテーマを廃止にする点は残念である。口頭ではなく活字で指示することは指示内容が具体的に整理されている証であり、また「云った、云わない」の責任回避を防止する上でも意義があり、それが故に、全社アクションに組み入れられたのではないか。</li> </ul>	<p>指示の書面化は、指示発出の際の事業部トップと中間管理職層のコミュニケーション向上、指示内容の明確化を目的としていたが、重要事項は会議等で関係部署の意見を汲み上げて議論したうえで決定すること及び各部内会議・課内会議で情報共有することが定着してきており、これらの場での議論及び議事録による文書化を通じて推進していくことができると判断して運用している。今後も会議体等が継続的にコミュニケーションの場として有効に機能するよう適切に運営していく。</p>	<p>再処理計画部 計画G</p>
教育訓練	<p>【提言事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全計画活動の一環として、機械保修課との連携によってパワマニピュレータの 500 時間点検・作動確認が行われている。当該点検は協力事業者へ委託しているが、JNFL の要員自身による技量・知見の取得を目指す必要はないのだろうか。</li> </ul>	<p>パワマニピュレータについては、固化セル内作業には欠かせない重要な機器であり、点検・保守の信頼性がセル内作業工程の計画を大きく左右するものである。また、機器構成も複雑且つ精密なものであり、当面は専門知識を有する協力会社に委託することが必要と考えている。なお、点検・保守時の作業要領及び現場管理の中で当社自身の技量・知見の向上を図り、将来的に当社直営による実施可否の判断をしていきたい。</p>	<p>運転部 ガラス固化課</p>